

令和4年第2回三島町議会6月定例会会議録

招集年月日 令和4年5月31日
招集の場所 三島町役場
開 会 令和4年6月24日 午前10時00分 議長宣告

応招議員

1番	矢澤 昇	2番	二瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健二
5番	長谷川 清雄	6番	二瓶 俊浩	7番	菅 家三吉
8番	大竹 克昌	9番	青木 喜章		

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

1番	矢澤 昇	2番	二瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健二
5番	長谷川 清雄	6番	二瓶 俊浩	7番	菅 家三吉
8番	大竹 克昌	9番	青木 喜章		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	小堀 庄太郎
教育長	山口 浩	参事兼総務課長	鈴木 庄蔵
参事兼地域政策課長	小柴 謙	町民課長	板橋 淳也
産業建設課長	渡邊 浩	生涯学習課長	菅 家直人
会計管理者	森田 勝		

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	小松 昭
--------	------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◎議案第33号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第1、議案第33号、三島町認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 町長が認可した地縁団体というのは、町には何件ぐらいあるんですか。そして、町の範囲を超える活動をする場合、財産を持っている場合は、これは町長認可ではなくて県認可団体ということになるのか、その仕組みについてちょっと教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず初めに、町に認可地縁団体は何団体かということですが、今回申請があった1団体のみでございます。（「そうなんだ」の声あり）はい。

そして、認可地縁団体というものについて、その活動が広範囲にわたるものということですが、この地縁による団体という区分につきましては、一定区域に住所、住民票を持つ団体ということございまして、活動の範囲につきましては広く、その規約の中で定めた目的に合致していれば、特別制限に加わるものではないと考えております。団体の構成員としては、一定の区域に住所を有する者ということで、明確に、例えば西方なら西方という住所地にある住民票の有する者が構成員となるというようなことで、区分分けされているということでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 具体的に言うと西方地区財産共有管理会というのがあって、これは三島町に森林を所有するだけでなく、柳津町分についても森林を所有しているという状況なんですけれども、2つの町にまたがって財産を所有して、それを管理しているということなんですけれども、そういった場合でも、管理する団体が主な居住地が三島町ということという理解で、三島町の認可になるというふうに考えてよろしいですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 認可地縁団体の、いわゆる構成員が一定の住所に住んでいると。明らかに三島町の西方という地域に住んでいる方が構成員だということであれば、そこは三島町が認可するということになってございます。（「なるほど、分かりました」の声あり）他町村に不動産を所有しても法人格を取得しますので、その団体で登記が可能ということになります。（「はい」の声あり）

- 議長　ほかに質疑ありませんか。
（質疑なし）
- 議長　質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
（討論なし）
- 議長　討論を終わります。
これより、議案第33号、三島町認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なし）
- 議長　ご異議なしと認めます。
よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第34号の審議（説明・質疑・討論・採決）
- 議長　日程第2、議案第34号、三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。町民課長。
（町民課長、議案書により説明）
- 議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（質疑なし）
- 議長　質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
（討論なし）
- 議長　討論を終わります。
これより、議案第34号、三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なし）
- 議長　ご異議なしと認めます。
よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第35号の審議（説明・質疑・討論・採決）
- 議長　日程第3、議案第35号、令和4年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。
説明を求めます。総務課長。
（総務課長、議案書により説明）
- 議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐健二君。
- 3番　まず、7ページの雑入ですね。これ災害共済金、いわゆる保険料ですよ。これは前、全員協議会のときに説明にあったとおり、美坂高原と荒屋敷、公民館の保険の入金という形でいいわけですよ。

ちょっと確認したいのが、11ページの農業振興費の修繕料、これ加工場の屋根、雪害による修繕料ですよね。これは保険は入っていなかったわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 保険入ってございます。この雑入700万円の内訳でございますけれども、美坂高原の管理棟、いわゆる東屋の部分につきましては134万8,000円を見込んでおります。それから農園、いわゆる旧ハーブ園のところにありました管理棟、こちらの修繕につきましては165万円を見込んでございます。荒屋敷集会所の屋根につきましては70万2,000円。それから、山菜加工場の屋根につきましては330万円を見込んでいるところでございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 そうすれば、この修繕料は保険で賄えるというふうに考えてよろしいわけですね。それで、もう一つ確認したいことは、指定管理である施設、各集会所はその地区の人たちが除雪とか何かでやっているわけですが、ほかの施設に関しては管理というか、その施設を運営する人たちが管理するというふうな理解でよろしいわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 施設の日常的な管理は、指定管理者のほうで行っていただくということになっています。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 今回、雪害による山菜加工場の屋根、ここに上がっている330万円なんですけれども、これは、いわゆる本来であれば加工場での防止作業を取れば、こんな被害にはならなかったというふうに考えるわけですが、町としては指定管理でありますから、ある程度の金額以上になれば町が負担するということになるわけですよね。そうした場合には、管理を監督する町のある程度責任というものが出てくるのではないのかなというふうに考えますけれども、その辺のところはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 今回、こういった形で被災になったか、私のほうで調査しました。聞き取り調査と現地調査なんですけど、今年の2月にかなり急激に雪が降りまして、今回被災した倉庫の隣に桜の木が2本ありました。2本の枝が、桜の木の枝が屋根にかかって屋根雪が落ちなかった。あと、急激に雪が降ったことによって除雪の対応が遅れたということで、今回の被災となりました。この件につきましては、町の指定管理の施設で山菜加工場だけ被災したということで、4月5日、JAの管理運営委員会がありましたので、そこでJAの専務さん以下に、今回雪害があつて山菜加工場の対応が遅れたため被災して、保険適用して町で直すということで、今後、こういうことがないようにということで町のほうから指導しておりました。なお、今回支障となった桜につきましては、今年、雪降るまでには伐採して支障となるものを排除して、山菜加工場の運営者の速やかな対応について指導したところであります。以上です。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 JAのほうと相談して、JAのほうに負担を要求したわけでしょうけれども、JAのほうでは何というふうな回答をしてきたのか、その辺お伺いしたいんですけども、

J Aでは、しっかりとその辺を管理して今後そういうこともないように行うという返事をいただいたのか。その辺お伺いします。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 今後はそういうことがないように、速やかな対応をするということを口頭で話いただきました。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 11ページの農業振興費なのですが、ここに、中山間所得確保推進事業で委託料332万円というのが計上されています。この具体的な内容についてお知らせいただきたいと思えます。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 今年度、令和4年度なのですが、山村活性化交付金ということで国のほうに上限1,000万円の交付金事業申請しておりましたが、それが三島町不採択になってしまいました。この代替事業としまして、コロナ対策の臨時交付金で対応したいということで、今回予算を計上しております。事業主体につきましては、奥会津三島ブランド推進協議会、会長は地鶏屋の社長が務めております。事業の内容としましては、大学との共同研究、消費者動向調査、これは三島町産の米の成分調査をしまして、J Aとか徳一さんとかを通さないで、直接消費者に買ってもらうような取引ができるかというような調査を実施します。その後、昨年事業の中で堆肥製造をしておりますので、できた堆肥の成分調査、あと、その堆肥を実際の農地のほうにまきますので、堆肥の結果土壌がどのように変わったか、そういった土壌調査のほうを考えています。あと、高収益作物としてザーサイとか、大学との連携でペピーノとか、そういった新たな栽培を予定しております。あと、例えば地元産の孟宗竹等をラーメンのメンマ等に加工できないか、こちらも山菜加工場のほうと取り組んで実施したいと考えております。以上です。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 何だか、るるご説明いただいたんですけども、何を目的にどんな委託調査を実施するのか、何か調査のようですけども、何かよく分からないんですが、これ委託先はどこになるんですか。何か入札で決めるんですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 委託先につきましては、奥会津三島ブランド推進協議会ということで、構成員については会津地鶏屋さん、桐の里産業、山菜加工場、そういった構成員がおりますので、そちらのほうで随契でお願いしたいと考えています。（「もう一度聞きます」の声あり）

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 何をやらせようとしているの。何を目的に、何をやらせようとしている委託料なんですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 令和3年度に、町で中山間所得確保事業計画というのをつくってございましたので、その実践をするために高収益作物の栽培、付加価値をつけるための加工、販売、

営業、情報発信等をこの事業で予定しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そういうものというのは、かなり専門性を帯びた委託事業だというふうに私は思うんですが、それが、町の中の町内の何か協議会というのがあるんですか。（「はい」の声あり）そこに委託をすることによって、きちっとした成果が上がるんですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 先ほど申しあげましたように、大学との共同研究、福島大学ですとか東京農大等と連携しながらやっていきます。あと今年7月から、新たに桐の里産業のほうに地域おこし協力隊ということで大阪出身の東京在住の若い、今まで企画等のコンサル等にいた会社の方が桐の里産業に就業しますので、その辺を、若い力を活用しながら、大学と連携しながら取り組む予定をしております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 何かよくやっぱり分からない。というのは、恐らく委託料ということなんだろうと思うんですよ。委託事業というのは、目的があって、誰かにその専門性があるから発注をして、そして成果を上げる、あるいは報告書を上げてもらうということなんだろうと思うんだけど、その最も核心の部分である、何をやらせようとしているのか、その委託することによってどんな成果を期待するのかということところが、ずらずら話されているんだけど、よく私には分からない。もう一度、何を目的にどんな成果を期待して、どこに委託契約をするのかということをもう一度説明願います。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 委託先については、奥会津三島ブランド推進協議会となっております。その構成員については地鶏屋さん、桐の里産業、山菜加工場等の町内の事業者が組織されています。やる具体的な中身については、桐の里産業で今まで作っていなかった農作物、高収益作物、ほかになかなかないようなものを昨年から試験栽培しています。中身的にはザーサイですとかペピーノ、これは大学のほうから提供された農作物を今年度実施して、販売のほうを手がけたいと思っています。あと、町内の竹、なかなかタケノコを取った後は放置されていてそのままになっていますので、そういった竹をメンマに加工して、山菜加工場と連携してメンマに加工して販売できないかということを実施します。あと、町の桐の里産業で作った米を一般の消費者に直接売れないかということで、販売先を確保するのに米の成分調査も実施します。あと、昨年から試験的に堆肥を作っておりますので、その堆肥を三島の農地に施肥しまして、土壌がどんなふうになるか。その土壌に合った作物を作るということで、その辺を総合的に委託事業の中で取り組みたいと考えております。（「何だか分からないな」の声あり）

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そんなに盛りだくさんのことをやらせようとしている。委託契約をする場合に、その委託契約書の内容はどうなるのか。そして委託金をはじくときに、積算するときに、当然随意契約であろうと委託の設計書はつくるわけですね。その事業の内容、単価、そして何か必要な資材、そういったものがずっと上がってきて委託料が合計で332万円にな

る。きちんとそういうことがなされるんですか。私は甚だ、前回の補助金の問題もそうですけれども、補助金の交付要綱及び実績報告がめちゃくちゃだったんですよね。そういえば、それもまだ報告書出ていませんね。議会できちんと出すようにと言っているのに出ていませんよね。あれから半年以上たっていますけれども。そこは別にしましても、もう非常に心配であります。今の内容が委託設計書にきちんと反映され、委託契約がきちんとそれがなされるのか。そして、その委託の成果はどうやって判定をするのか。そういうことがきちんと論理的に分かるように説明できるようになっていますか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 もともと、この事業は国のほうの山村活性化支援交付金事業ということで1,000万円上限の補助金で国に申請しました。（「それは駄目になったんでしょう」の声あり）はい。ですから、その中で1,000万円の事業をやりたかったんですが、それが採択にならなかったで、その中で緊急性で今年度やりたいやつを絞ってやる形なので、その辺の積算等の根拠については、あります。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 これはまだ委託契約はされていませんよね。（「はい」の声あり）これから発注をするんですね。（「はい」の声あり）では、その委託の積算内訳と委託契約をしようとしているその契約書の原案の段階で、私1回チェックさせてみてください。よろしいですか。（「はい」の声あり）どうも中身がこれでは全然分からない。委託というよりも、私はこれは補助金のような感じがします。適切な支出科目は補助金だろうというふうに思っておりますが、それを委託だということは町の事業ですからね。町がやるべき仕事だというふうに思っていることですからね。そこのところをよく検討していただきたいなというふうに思いますけれども、予算としてこういうふうになっているので、委託として間違いのない手続をきちっと踏むのかどうか。そこのところ、委託の設計書、そして委託契約の契約書案、それを事前に私にチェックさせてみてください。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 了解しました。

○議長 ほかに質疑ありませんか。菅家三吉君。

○7番 商工費の観光費、需用費の道の駅舗装、美坂高原の管理棟の修繕ということだったんですけども、管理棟は一番手前のゲート側の管理棟という認識でよろしいですか。入り口のところの。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 一番奥の農園のほうの管理棟でございます。

○議長 菅家三吉君。

○7番 工期というか、いつぐらいから作業のほうが始まって、どのぐらいで終わるとかというのは決まっていますか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今議会で予算を通らせていただければ、これから指名選考とか、そういう手続を取らせていただきますので、できるだけ早いうちに発注できればと思います。

- 議長 菅家三吉君。
- 7番 今年度、美坂活用で昨日もお話出ましたけれども、イベント等も組み込まれていますので、イベントやる側、あとお客様の不便にならないようタイミングを見ていただければと思います。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 議員ご指摘のとおり対応していきたいと思います。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。
- 2番 8ページでございます。5番の電算管理費で、静脈認証システムの構築等で多額の849万円、これ多分、財源内訳を見ますと全て一般財源で行うということだから、町の単独事業として取り組むということですね。国からの補助が出てコンピューター等のセキュリティー対策を上げると、そのために補助を出すよというような義務的なものではなくて、町独自で静脈認証システムを構築するんだということのようであります。この静脈認証システムというのはどういうものなのか。そして、これ15台の何か機器にシステムを入れるんだというふうな話を全員協議会のときに伺いました。静脈認証システムの基本的な枠組みというか、なぜやらなくちゃならない、どういうシステムになっていくか、そして、それをどこに適用させるのかについて詳しくご説明願います。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 こちらは構築でございますが、いわゆる更新に当たります。当初、平成27年に日本年金機構による個人情報流出事件というものがございまして、その後、自治体によりますセキュリティー対策ということで、当初は国庫補助によりましてこの認証システムを一度導入してございます。今回、そちらの更新に係る分で、こちらにつきましては国庫補助はないということで町で対応しなければならない。この更新につきましては、いわゆるインターネットエクスプローラーという回線がございしますが、こちらのサービスが終了するというので、そちらから、いわゆるマイクロソフトエッジというようなブラウザの切替え（「エッジ」の声あり）はい。マイクロソフトエッジへの切替え、そして購入台数が15台ということにつきましては、やはりどこの端末でも、いわゆるアクセスができるようになっておりますから、そちらの端末全てにマイナンバーカードの担当部署、担当者だけが使用できるような認証システムとIDパスワードという、二重のセキュリティーをかけるということでございます。基本的には、マイナンバーカードで情報の持ち出しですとか、そういうことができないように、操作する人間を、あらゆる人間が同じ機械、いろんな15台の機械をみんな使えますけれども、そこに入れる人間を特定するというための整備というふうに考えていただければと思います。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 そうすると、この静脈認証システムというのは、既に平成27年に全国の自治体に静脈認証システムが入ったというふうに考えていいわけですね。その更新が来ていると。それは、今やっぱり更新というのはほぼ同じ形で更新される、1年、2年のずれはあるんですけども、全国的にこういうのが一般財源で行われているということですか。
- 議長 総務課長。

- 総務課長 電算システムを扱っております町の事業者さんのほうからの機械の更新に合わせて、それは各自治体どこも行っているというところでございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 エッジについては、私も更新してエッジに切り替えているんですけども、それは、インターネット上で画面上で操作すればそんなに難しいことじゃなくて、更新というのはすぐできるものなんですよね。それはお話ししたけれども、そんなにお金かかるのかなというふうに思ったんですけども、そこは別にして、その静脈認証システムというのはどんな、例えば指をかざすとか目を見せるだとか、そしてあとは、必ず役所は担当者が入替えがあります。それに対してのセキュリティーというのをどのように運用しているのかについてお伺いします。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 まず、この静脈認証システムの一つは、いわゆる指ですね。（「指ですか」の声あり）指による認証ということがございます。職員のセキュリティー対策につきましては、そういった機器のところをそういうものを配置して、職員それぞれにIDとパスワードでございます。それを入力したこととすることと、登録した静脈認証をかざすことによって二重のセキュリティーをかけているというところでございます。
- 2番 異動のときは。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 異動につきましては、やはりその職員のパスワードによって、この職員はどのシステムをアクセスできるというアクセス権を役場総務課のほうで管理しております。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 管理していると。安心感を与えてもらいたいんですけども、役場の中では、もう定期的に異動があると。いろんなところの部署に行くから、その静脈認証システムというのはいろんなところで使えると。パスワード、IDに関しても4けたぐらいのパスワードだとすれば、もうほとんど分かってしまうと。そこに対して、もう1回、もうちょっとセキュリティーのレベルを上げよう、だから静脈認証システムだと。この機械、例えば住基ネットであれば、その担当者は変わったんですけども、その静脈はもう認証させないというふうなブロックをして、そしてそのほかのところ。そういうふうなきちとした対応を毎年しているという理解でよろしいですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 議員のおっしゃるとおりでございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 全体的にこういう予算書を見ると、今始まった話ではないんですが、システム改修や、そしていろんなソフトウェアのインストール、修繕、改修改修とあって、かなり多額の費用がかかっているんですね。これ、どこも同じだと思うんですが、そのところも、どうすればもっと費用を抑えられるかと、私もいいアイデアがあるわけじゃないんですけども、やっぱりもうそろそろ本格的に、考えていらっしゃるのかもしれませんが、考えなくちゃならないなと改めて思っています。これも、かなりの多額ですよ。それも一般

財源ですから。そんなことも検討していただきたいというふうに思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 まさしく、いわゆる今のDXにつながることでと考えております。やはり広域、国が基本となって基礎自治体、そこまで統一にできるようなシステムであれば、各自治体の負担も少なくなるような、そういった国全体で統一化の図るようなシステムということを目指しているような形で、会津地域においても会津地方振興局を中心とした13市町村が、同じような手続ができるようにということで進めておりますので、今後そういったことにも努めてまいりたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第35号、令和4年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 11時10分まで休憩といたします。(午前11時00分)

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午前11時10分)

◎議案第36号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第4、議案第36号、令和4年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 今回の補正は、いわゆる一般被保険者国民健康保険税、国民健康保険税の税収が落ちると、本算定によって落ちてくると。そしてもう一つ、歳出圧力は人事異動によって290万円の給料。これ、給料高い人になるということは、それだけ国保会計に力を入れてやるということなんでしょうから、その分。その人件費分については一般会計からの繰入金で賄うと。税の減収分について、これは国保基金の繰入金から賄うということになっていますね。そこで多分、一般の町民の人は、今後国民健康保険税というのは、やっぱり人口が減少する、高齢化が進むと所得も落ちてくる、そして治療費もどんどんかさんでくる。

今のところ、治療費についてはコロナの影響で通院の差し控えというか、そういうのが全国的に起こっていて、医療費の伸びがぐんと下がり気味になったというようなことで、また少し遅れるのかなとは思いますが、いずれ、やはりこの国民健康保険の制度そのものに、根幹に触れるような、やっぱり高額な税収というものに変えていかないと、成り立っていかないんじゃないかという住民の不安もあると思います。そこで、やっぱり今回、国保基金繰入金というのが、非常にやっぱり機能しているというふうに私は思うんですが、これなかなか一般の方には分からない制度で、国保基金というのは一体どういうものなのか、何に基づいて国保基金というのが設置され、そして、それは何の目的で運用され、どんな場合に出し入れするというものなのか、その仕組みや制度について分かりやすく説明いただきたいと思います。

○議長 町民課長。

○町民課長 今ほど、2番辰右エ門議員さんの質問による国民健康保険基金のことについてでございますが、当町におきましては、三島市国民健康保険基金条例というものを定めております。この基金の設置の目的としましては、もちろん医療費の急激な値上げ、または流行病の発生等によりまして保険給付費が大幅に費用が増額した場合とか、そういった場合、国民健康保険の会計の中で不足を生じた場合に、この資金を活用して一時この基金を活用しながら会計の運用を、財政安定を整えるというために設置しているものでございます。基金の積み立てる額というのもある程度決まっております、1,000万円以上に達するまでの、毎年決算剰余金、つまり繰越金になるという形になりますが、今回5月で出納閉鎖がありまして、9月に繰越金が明確な数字が出てきますので、9月のほうにはこの基金の積立てというのが発生するのかなというふうに思っておりますが、こういったときに、過去3年分の平均年額に合わせた、金額に合わせて基金を積み立てるということになっております。今回基金を崩しましたけれども、今年度につきましては繰越額が、暫定ですが約650万円ぐらいは繰越金になりますので、9月の補正、また議会において基金のほうに積み立てるような形を取りながら行うような仕組みになっています。よって、この基金というものはあくまでもこの会計、例えば税が大幅に減収した場合ですとか、あとは一般町民からすれば医療給付が、例えば流行病とかそういった多額な、病気によって給付費が大幅に上がってしまったときの、そういう不足が生じた場合に、この基金を崩して財政安定に努めるための目的で設置しておりますので、このような形で国民健康保険特別会計を行っているという仕組みです。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第36号、令和4年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　日程第5、議案第37号、令和4年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　報償費を委託料に変えた理由は何ですか。

○議長　町民課長。

○町民課長　こちらの事業ですが、当初、報償費、指導員に対してお支払いをしていたという形になっておりましたが、今回指導員の方がちょっと都合悪くなってしましまして、ある運動教室をやっている団体のほうにお願いをしまして、そちらのほうで委託契約を交わして行っていきたいということで、今回組替えをさせていただいたという形になります。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　物すごく細かい話なんですけれども、報償費は源泉徴収するんだけど税申告で還付されたりなんかする、それは個人。委託料だと、委託契約を結ぶと10%の消費税がかかりますよね。金額同じになっているけれども、大丈夫ですか。細かい話で申し訳ない。

○議長　町民課長。

○町民課長　そこまで調べていなかったものですから、再度確認を取らせていただきたいと思います。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　契約はこれからこれからですか。（「はい」の声あり）

○議長　ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより、議案第37号、令和4年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第6、議案第38号、三島町監査委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第38号、三島町監査委員の選任同意を求めるについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり同意されました。

◎追加議案の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 ここで追加議案の提出があります。提案理由の説明を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長 日程第7、議案第39号、財産の取得について(タンクローリー)を議題といたします。

説明を求めます。地域政策課長。

(地域政策課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 予定価格と落札率についてお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 予定価格が1,199万9,900円、税込みです。落札率が66.6%です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第39号、財産の取得について(タンクローリー)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第8、議員提出議案第1号、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告及び廃止についてを議題といたします。

まず初めに、事務局より委員会活動の概要を報告させます。

(事務局長報告)

○議長 続いて、委員長より委員長報告及び提案理由を求めます。二瓶辰右エ門君。

○2番 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

事務局からさきに報告いたしました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会活動報告で見るとおり、調査は広範多岐にわたり、かつ、感染拡大期間も長期間であったため多くの困難を極めました。各委員の真摯な取組により今日を迎えることができました。当委員会としては、町内から1人の感染者も出さないを合い言葉に活動してまいりましたが、令和3年4月の感染者確認以来、今日現在で12名の感染者を数えることとなりました。

しかし、県内他市町村と比較しても大変低いレベルであり、なおかつ、感染者による死亡者が1人も発生しなかったことは、不幸中の幸いであると認識をしております。これもひとえに、全町民の方々が感染防止に向けた適切な取組を継続していただいている結果であろうと考えております。感謝を申し上げる次第であります。

役場においても、いち早く対策本部を設置するなど、早め早めの対応が講じられたこともクラスター発生防止などの効果に確実につながったのではないかと評価をしております。

委員会としては、町民がどのようなことに不安を感じているか、あるいはどのような対策を望んでいるかなどをヒアリングし、一方では役場の対応状況を聴取するなどして、役場と住民との間の橋渡し役を担うことを心がけながら活動を展開してまいりました。特に、町のコロナ対策の施策に反映させるため2度にわたる町役場に対する要望書を提出したほか、県立宮下病院への発熱外来設置を県に要望するなど、急を要する案件にも取り組んでまいりました。また、コロナで傷んだ経営状況を支援するための方策などについても、学識者との意見交換会を実施し、金融機関からの実態調査を進めるなどの調査も実施いたしました。

上記の特別委員会の活動は、最も住民に近い基礎的自治体としてなすべきことは何かを基本とし、執行部と議会が車の両輪として機能する端緒になったのではないかと感じているところであります。

当町では、ワクチンの3回目接種を完了し、現在では4回目接種に対応しているところであります。感染拡大については全国的に落ち着きを見せ、我が町においても、本年の5月以来の感染者は出現していない状況であります。さらには、国や県においても一定の制限はあるものの、経済活動復活に向けて取組も実施されており、本委員会としても、その役割を終えたものと判断をいたしました。変異株の出現などによる急激な感染拡大も懸念されますが、その場合には、改めて議会の取組について検討することとし、特別委員会の終結を提案したいと思います。

最後に、特別委員会の委員措置と議員各位の理解と協力に感謝し、1日も早い日常が取り戻せることを念じつつ、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長報告とさせて

いただきます。誠にありがとうございます。

○議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告及び廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、可決されました。

◎議員提出議案第2号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第9、議員提出議案第2号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 提案者より説明を求めます。1番、矢澤 昇君。

○1番 1番、矢沢 昇であります。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の就学支援を求める意見書。

ただいま議会事務局長から説明のあったとおりでございます。

東日本大震災から11年を迎え、いまだに5,000人以上の子供たちが県外に避難生活を送っております。追い打ちをかけるように、コロナ禍によるさらなる負担も増えております。このようなことから、子供たちが安心して就学していくためには長期的な支援は欠かせません。令和5年度においても本事業が継続されますように、国に対して支援を求める必要があると考えます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎継続審査の申出について

○議長 日程第10、継続審査の申出についてを議題といたします。
事務局長。

(事務局長説明)

○議長 お諮りいたします。ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご
異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会

○議長 よって、令和4年第2回三島町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時51分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長 青木 喜章

三島町議会署名議員 二瓶 辰右エ門

三島町議会署名議員 五十嵐 健二